

# 施設外支援と施設外就労について

令和4年度

指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導資料

新潟市福祉部障がい福祉課

# 関係通知

---

- ・ **就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について**

平成19年4月2日 障障発第0402001号

令和3年3月30日 最終改正 障障発0330第2号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発

# 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援

---

## 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援

= 企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援

屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く

### ① 対象となる障害福祉サービス

就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型

# 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援

---

## ② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援について

(一) 企業等で行われる企業実習等への支援 (施設外支援)

(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援 (施設外就労 (企業内就労))

(三) 在宅において利用する場合の支援

# 施設外支援について①

---

## 施設外支援の算定の限度（＝サービス提供期間の上限）

1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間

180日間 = 利用者が実際に利用した日数の合計数

# 施設外支援について①

---

## 施設外支援の算定の要件

- ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。
- イ 施設外支援の内容が、
  - ①事前に個別支援計画に位置付けられ、
  - ②1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、
  - ③当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。
- エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

# 施設外支援について②トライアル雇用等

---

## 障害者トライアル雇用等の施設外支援の対象要件

- ア ①のア、ウ、エの要件を満たすこと。
- イ ①施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、  
②かつ見直しを行うことで、  
③就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。
- ※ 就労継続支援A型事業（雇用契約有）を利用している者は、原則として障害者トライアル雇用等の対象とはならない

# 施設外支援について③施設外就労の特例

---

## 施設外支援を、180日を超えて提供することが可能となる場合の要件

- ア 対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、
  - ①上記の要件を満たし
  - ②かつ当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合に限り、
  - ③当該訓練終了日まで  
施設外支援の延長が可能であること。
  
- イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であって、  
個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合であること。



## 施設外支援について④ 施設外支援の留意事項

---

- ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。
- イ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）については、施設外支援の対象となる要件として個別支援計画の作成及び3か月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。
- (ア) 個別支援計画の作成及び見直しにおいては、
- ①事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、
  - ②必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、
  - ③市町村が必要な内容について判断すること。
- (イ) 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。

# 施設外就労について①

---

## 施設外就労の算定要件（1/3）

- ア ①施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。  
②なお、事業所内での就労継続支援 B 型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、  
施設外就労を基本とする形態で就労継続支援 B 型事業を行う場合であっても、  
本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

※ 「本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること」  
＝管理者とサービス管理責任者は事業所に残る必要がある。

# 施設外就労について①

---

## 施設外就労の算定要件（2/3）

- イ ①施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。
- ②事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。
- ③なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。

※ 「報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員」には、賃金向上達成指導員や目標工賃達成指導員等は含まれない。

# 施設外就労について①

---

## 施設外就労の算定要件（3/3）

- ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規定に位置づけられていること。
- エ ①施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、  
②就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- オ 緊急時の対応ができること。

## 施設外就労について②

---

施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。

## 施設外就労について③

---

報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。

## 施設外就労について④その他

---

ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。  
なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。

(ア) 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

(イ) 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。

(ウ) ①施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。  
②また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

## 施設外就労について④その他

---

- イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
  - (ア) 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
  - (イ) 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。



## 施設外就労について④その他

---

- ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。
- エ ①施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、  
②対象者は事前に個別支援計画に規定すること。  
③また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、  
施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。
- オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせて提出すること。

## 施設外就労について④その他

---

### カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

- (ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (イ) 施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整
- (ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
- (エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
- (オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
- (カ) その他上記以外に必要な業務

## 施設外就労について④その他

---

### キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、

- ・ 都道府県労働局、
- ・ 地域障害者職業センター、
- ・ 公共職業安定所、
- ・ 委託企業等の関係機関

と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

# 施設外支援と施設外就労について

令和4年度

指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導資料

新潟市福祉部障がい福祉課